

制定 20140204財資第3号
平成26年2月6日
改正 20150204財資第1号
平成27年2月16日
改正 20180105財資第2号
平成30年1月18日
改正 20210125財資第7号
令和3年2月4日

廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

経済産業大臣 茂木 敏充

廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 廃炉・汚染水対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、補助事業者が、国からの補助金を受けて基金を造成し、当該基金を活用して、廃炉・汚染水対策に資する技術の開発を支援する事業を行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上及び廃炉・汚染水対策を円滑に進めることを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、経済産業大臣が基金設置法人に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、基金設置法人が、経済産業大臣が別途定める「廃炉・汚染水対策事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業（以下、「基金事業」という。）を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(交付額)

第5条 この補助金の交付額は、定額とする。

(申請手続)

第6条 この補助金の申請は、交付申請書（様式第1号）を別途定める日までに経済産業大臣に提出して行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第7条 基金設置法人は、前条の規定に基づく申請手続、第9条の規程に基づく変更申請手続、第11条1項の規程に基づく報告若しくは承認申請、第12条の規定に基づく申請の取下げ、第13条の規定に基づく補助金の請求、第14条の規定に基づく実績報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第8条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第10条の規定に基づく通知、第11条1項の規程に基づく指示若しくは承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第15条の規定に基づく通知、第16条第1項の規定に基づく返還命令、同条第2項の規定に基づく納付命令（第18条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（変更申請手続）

第9条 この補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2号）を速やかに経済産業大臣に提出して行うものとする。

（交付の決定までの標準的期間及び通知）

第10条 経済産業大臣は、第6条及び第9条の規定による申請書の提出があった場合には、申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に、当該申請書の内容を審査し、交付の決定（変更の決定を含む。）を行い、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 基金設置法人は、補助金の交付を受けて基金を造成するものとする。また、この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 基金の設置後、速やかに、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として、実施要領第2の2. 及び第4の5. (2) に定める事項について公表しなければならない。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額及び基金事業の実施状況報告について、実施要領第2の9. に定める事項について経済産業大臣に報告しなければならない。
- 三 基金の額が基金事業の実施の状況その他の事情に照らして過大であると経済産業大臣が認めた場合又は経済産業大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したこと、基金を継続する必要性が認められなくなったこと等その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- 四 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- 五 交付対象事業が予定期間に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに経済産業大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

- 六 基金設置法人は基金事業が適正かつ円滑に実施されるよう、委託事業者を充分に指導監督しなければならない。
- 七 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金設置法人により行う実施要領に定める事業について経済産業大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況について記載した書面を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 八 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 九 基金の経理について、他の基金事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 第10条により交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって経済産業大臣に申し出なければならない。

（補助金の請求）

第13条 第10条により交付決定通知を受け、かつ、前条の規定による申請の取り下げを行わない場合には、補助金支払請求書（様式第5号）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日（第11条の第1項による交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第6号）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 経済産業大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、基金設置法人に通知する。

（補助金の返還）

第16条 経済産業大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

（是正のための措置）

第17条 経済産業大臣は、交付対象事業、基金の管理又は基金により行う実施要領に定める事業

が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを基金設置法人に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 経済産業大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止又は廃止する申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 基金設置法人が、法令、本要綱又はその他の法令若しくは本要綱に基づく経済産業大臣の处分若しくは指示等に違反した場合。
 - 二 基金設置法人が、補助金を実施要領に定める事業以外の用途に使用した場合。
 - 三 基金設置法人が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - 四 基金設置法人が、基金事業の指導監督を十分に行わない場合。
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - 六 基金設置法人が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 経済産業大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずる。
- 3 前項の返還については、第16条第2項に準じるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 基金設置法人は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 基金設置法人は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。基金設置法人又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も基金設置法人による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 基金設置法人は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第21条 特別の事情により、第6条、第9条、第11条及び第14条に定める手続によるところが出来ない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に経済産業大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則（平成26年2月6日20140204財資第3号）
この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則（平成27年2月16日20150204財資第1号）
この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則（平成30年1月18日20180105財資第2号）
この要綱は、平成30年1月18日から施行する。

附 則（令和3年2月4日20210125財資第7号）
この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

廃炉・汚染水対策事業費補助金交付申請書

廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱（20140204財資第3号。以下「交付要綱」という。）第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為（写）
- (2) 直近2年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類
- (4) 申請者の役員等名簿

別添

役員名簿（記載例）

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法人名
代表者名

廃炉・汚染水対策事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた廃炉・汚染水対策事業費補助金について、廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金 追加交付 申請額 金 円
一部取消
(変更後交付申請額 金 円)

2. 変更を受けようとする理由

3. 添付書類
基金管理状況を示した書類

(様式第3号)

番号
年月日

法人名

代表者名 宛て

経済産業大臣 名

廃炉・汚染水対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号をもって申請のありました廃炉・汚染水対策事業費補助金交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する事業とします。

2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額 金 円

3. この補助金は、交付要綱第11条に掲げる事項を条件として交付するものです。

4. 事業に係る交付実績は、交付要綱第14条に定めるところにより行わなければならない。

5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条の規定による申請の取下げができる期限は、令和 年 月 日とする。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇
担当者：〇〇、〇〇
電話：03-3501-1511（内線0000）
03-0000-0000（直通）

(様式第4号)

廃炉・汚染水対策事業費補助金交付調書

法人名

(単位：円)

国		法人								備考	
算出予算科目	交付決定額	歳 入			歳 出						
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額		

(注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第5号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法人名
代表名

廃炉・汚染水対策事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
	フリガナ	
	住 所	(〒 ー)
2. 受取人 (口座名義)		
	フリガナ	
	氏 名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他 :)	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

(注) 1. 口座名義は申請者の住所及び法人名と同一とすること。

2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確實に記入すること。

3. 上記3. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。

4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

(様式第6号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

法人名

代表名

廃炉・汚染水対策事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた廃炉・汚染水対策事業費補助金については、廃炉・汚染水対策事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金精算額 金 円

A 交付決定額	円
B 交付受入済額	円
C 差引過不足額 (A-B)	円

2. 添付書類

基金の払込み・保有の状況が分かる書類